

青森県民有林野造林補助規則 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(補助対象事業等)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 森林環境保全直接支援事業</p> <p>二 <u>特定機能回復事業</u></p> <p>三 共生環境整備事業</p> <p>四 機能回復整備事業</p> <p>五 森林災害復旧事業</p> <p>(以下略)</p>	<p>(補助対象事業等)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 森林環境保全整備事業</p> <p>二 <u>特定森林再生事業</u></p> <p>三 共生環境整備事業</p> <p>四 機能回復整備事業</p> <p>五 森林災害復旧事業</p> <p>(以下略)</p>